



横浜事務所 〒221-0056  
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階  
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052  
東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズ\*フロントタワー RoP701 号室  
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

### 少人数私募債の節税が封じられます！

巷でひそかに広がっていた同族会社の発行する少人数私募債を利用した所得税節税スキームが、平成 26 年税制改正において、完全に塞がれることとなりました。

これは役員報酬を多額にもらう同族会社オーナーが所得税と住民税を節税するための手法として考えられたものです。

通常の給与は総合課税されます。総合課税とは様々な所得を合算し、合算した所得に対して累進税率を適用したもので所得税と住民税をあわせて最大 50.84%（復興特別所得税を含む）もの課税を受けます。

しかし、一部の所得には分離課税という制度が適用され、社債利息もその制度により所得税 15.315%（復興特別所得税を含む）、住民税 5%の課税のみで完結します。従いまして社債利息の場合、総合課税と分離課税の税率差は最大 30.525%になりますので、役員報酬を減らし、社債利息を受け取ることのメリットは大きかったわけです。

これらのスキームを塞ぐべく平成 25 年税制改正において、平成 28 年 1 月 1 日以後に発行された社債の利息は総合課税の対象になるように改正されました。しかし、この時点では社債の発行日によっては総合課税とはならず、平成 27 年 12 月 31 日までに発行した社債の利息については分離課税が可能であったわけです。

この改正により急いで社債を発行する会社が多数発生したと同業の税理士達から聞きました。

それを察知したのか当局も社債発行日によって課税関係が変わってしまうと課税の公平の見地からおかしいと判断したようで、平成 26 年税制改正大綱によりますと、平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された社債であっても、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払いを受ける社債利息については総合課税の対象となり、所得税の累進税率の適用を受けることとなる予定です。

国税当局に一言・・・封じるなら希望を持たせるような封じ方をしないでほしいものです！

### 「いまさらだけど私、決算書がよくわかりません・・・」という方に（その 2）

先月は貸借対照表がどのような機能を有し、そのうちの資産の部の流動資産の説明まででした。資産の部にはその他に「固定資産」「投資その他の資産」という資産区分がありますが、固定資産は形があって長く保有する「有形固定資産」と形はなくても価値が認められる「無形固定資産」に更に分けられます。「営業権」や「特許権」などがそうです。「投資その他の資産」には投資有価証券、事務所を借りるときに支出する差入保証金などが含まれます。T 字型の貸借対照表の右に視線を移すと上から順に「流動負債」「固定負債」「純資産」に区分されます。負債と純資産がどう異なるかですが、負債は株主以外から資金を集めているという特徴があります。やはり上から順に返済期限が近いものから並んでいますので、負債全体のうち、流動負債の割合が小さく固定負債の割合が大きいほうがその企業の安全性は高くなると言えます。

流動資産の比率が多いと安全と前回書きましたが、それはあくまでも現金化しやすいからです。ですから売掛金の回収が滞り、なかなか現金化できないとこの定義もあてはまりません。融資を検討する銀行などは売掛金の中味を精査します。また、なかなか販売できない棚卸商品の額が膨らんでいる場合もやはり健全な状態とは言えません。このように流動資産には換金が容易なものとそうでないものが混在しているため、「現預金」「(健全な) 売掛金」「(健全な) 受取手形」などを「当座資産」とも呼びます。そして企業の支払能力を見るのに当座比率というものがあります。

当座比率 = 当座資産 ÷ 流動負債 × 100 (%)

すぐに返済しなければならない借金や未払金に対して、どれだけ現金や現金化できる資産を持っているかを表しています。この比率が 100% 以上あれば支払に問題はなく、150% あるとかなり良いと言えます。70% 以下になると融資査定では厳しい評価となります。皆様の決算書はいかがでしょうか？